

財団法人かながわ廃棄物処理事業団の配当について

財団法人かながわ廃棄物処理事業団は、本年 4 月 22 日に東京地方裁判所に対して破産手続開始の申立てを行い、同月 28 日に破産手続開始決定がなされておりますが、その後、破産管財人により順調に手続が進められ、本市への配当額が確定いたしましたのでご報告いたします。

1 配当額について

(1) 事業団の負債総額（公租公課を除く）	金 6,228,493,544 円
うち横浜市債権額	金 2,072,147,776 円
(2) 事業団の残余財産（公租公課等を除く配当可能金額）	金 1,485,333,927 円
(3) 横浜市への配当額	
当初配当額（8月23日に管財人が振込み）	金 494,153,422 円
追加配当額（予定）※	金 9,989,738 円
合 計	金 504,143,160 円

※ 三公共団体（県、川崎及び本市）が、破産管財人の報酬額が高額であるとして東京高等裁判所あてに即時抗告を行った結果、当初、5,000万円であった破産管財人報酬が2,000万円に減額されたことから、差額3,000万円及び利息について三公共団体等の債権者に追加配当されることとなりました。

2 今後の破産手続に係る日程

- 9月22日（予定）・・・管財人が追加配当入金
- 10月・・・裁判所が破産手続の終結を官報に公告